解散公告

当社は、平成二十一年十二月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

熊本県球磨郡五木村甲六六五八番地

有限会社岡本建設

清算人　岡本タエ子

解散公告

当社は、平成二十一年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

鹿児島県霧島市溝辺町麓二〇三四番地三八

有限会社米徳興業

清算人　米徳　敏子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

鹿児島市下荒田一丁目四番一七号

有限会社丸木起業

清算人　濵園美智子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

広島県広島市中区大手町五丁目四番一号

特定非営利活動法人ガイドヘルパー情報センター

清算人　佐々木隆之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十四日開催の教会総会の決議により同年十二月二十四日千葉県知事の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

千葉県市原市牛久九五六番地の三

宗教法人日本ナザレン教団牛久教会

代表清算人　松本　真平

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

東京都渋谷区桜丘町二九の二四の四〇三

特定非営利活動法人住まい・都市問題研究会

清算人　四宮　朱美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

東京都渋谷区代々木二丁目二一番八号ファミール新宿四〇五号室

特定非営利活動法人国際交友会

清算人　中村　博明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

東京都港区南青山五丁目九番一五号

財団法人日本国土研究所

代表清算人　伊藤　滋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

神奈川県藤沢市辻堂二丁目一七番二七号

特定非営利活動法人アイボリークラブ

清算人　和田　裕助

解散公告（第二回）

当法人は平成二十一年十月一日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

福井県鯖江市長泉寺町一丁目九番二〇号

特定非営利活動法人ふるさとネットワーク

清算人　山田　時雄

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十一年八月三十一日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

愛知県豊田市足助町宮ノ後二六番地ノ二

清算法人足助町土地改良区

清算人代表　後藤　武久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

山形県天童市鎌田一丁目一三番三〇号

有限会社フルーツシップ内

特定非営利活動法人天童エヌピーオー支援サロン

清算人　堀川　敬子

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十二年一月一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

福井市大手三丁目一六番一号順化小学校内

財団法人順化教育振興会

代表清算人　三宅　淳一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月十四日

山口県山口市大手町九番一一号

財団法人山口県都市職員互助会

清算人　宮田　博喜

配当公告

東京都大田区南千束一丁目一番五号

破産者　京浜工業株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成十七年（フ）第一六三五〇号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、四七五、七五二、二六五円

一、配当することのできる金額

金二、〇七八、四四〇円

平成二十二年一月十四日

東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル二〇一号　破産管財人　加園　多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市末広町二九番地、最後の住所山形県鶴岡市末広町二九番二九号

被相続人　亡　廣井　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

山形県鶴岡市ほなみ町一番一号ナエズサトウテナント二―A

相続財産管理人　弁護士　日詰　直史